

尾張旭市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成29年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

市民生活部（市民活動課、市民課、産業課、環境課）

3 監査の期間

平成29年1月25日から平成29年2月28日まで

4 監査の方法

平成28年度（平成28年12月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項

- (1) 柏井集会所雨樋取替工事において、見積書を徴収した結果、契約金額が30万円以下であることを理由に予定価格の決定が省略されているが、参考見積及び契約に際し徴収した見積書2通のうち1通が30万円を超えることから、事前に仕様書設計書等により工事費用を積算し、契約金額が30万円以下になることを明らかにした上で、予定価格を省略する必要がある。（市民活動課）
- (2) 宮浦会館管理業務委託、狂犬病集合予防注射実施業務委託及び旭平和墓園清掃業務の契約において、尾張旭市契約規則第32条第3号の規定により契約保証金を免除としているが、免除の理由として同号には該当しない。（産業課、環境課）